

# 小学校における校歌指導の傾向と背景の考察

～校歌の持つ力 音楽教育と地域社会との接点～

A study on tendency and background of school song instruction in elementary school: The role of school songs focusing on the cross point of music education and local community

岩川 みやび

Miyabi IWAKAWA

## 概要

全国には公立小学校が約2万校あり、その数だけ校歌がある。全校児童で歌うことのできる校歌は、音楽指導の基本として大きな役割を担うことができる曲である。学校現場では、その指導は、音楽専科だけでなく、学級担任が行っている場合も多いが、その指導をどのようにすれば豊かなものとなるか問う点で課題も多い。

本研究では、埼玉県、関東以北の約170の公立小学校の校歌について調査した結果を踏まえて、校歌の（斉唱・指導の）教育的意義と校歌の歌詞・曲の特徴や作詞者・作曲者、および制定の経緯などについて検討・考察する。また、学級担任にとって指導しやすい音楽指導について検討し、学年を越えて全校児童による二部合唱の事例なども紹介し、愛校心や連帯感の形成への寄与など、校歌が持つ力を明らかにする。さらに、学習指導要領にも示されている「音楽に対する感性」や「豊かな情操を養う」という「音楽科」授業の意義と可能性についても検討する。

**キーワード：**校歌／歌唱／音楽専科／学級担任／豊かな情操

## Abstract

In Japan, there are about 20,000 public elementary schools, and each school has its own school song. School songs, which all pupils of a school sing, could play an important role as a basis of music instruction. However, unlike teachers specializing in music instruction, many homeroom teachers have difficulty in teaching them. Therefore, to explore the ideal forms of music instruction that is easy to conduct even for homeroom teachers, and nurture pupils' attachment to their schools, a survey was conducted on school songs from about 170 public elementary schools. For creating a school atmosphere surrounded by music, this paper discusses the potential roles of school songs, and introduces some ef-

fective ways of instruction, such as singing in a song in pairs by whole school pupils. From these, this paper ends by suggesting how school songs should be taught in music classes to cultivate sensitivity toward music and sentiments of pupils.

**Keywords:** school song, singing, teachers specializing in music instruction, homeroom teachers, pupils' sentiments

## はじめに

### 研究の目的

学校教育において「音楽科」のもつ意義と役割は大きい。しかし、特に小学校段階では「音楽科」の授業に苦手意識をもつ教員は少なくない。というのも、小学校の教科のうち、音楽は、国語・社会・算数・理科といった知識中心の教科とは異質の専門性を必要とする。その専門性を有する音楽専科教員のいない学校では学級担任が指導することになるからである。同様のことは、校歌の指導についても言える。

全国には公立小学校が約2万校あり、その数だけ校歌がある。全校児童で歌うことのできる校歌は、音楽指導の基本として大きな役割を担うことができる曲であるが、音楽の授業の場合以上に、音楽専科だけでなく、学級担任が指導する機会が多だけに、その指導をどのようにして豊かなものにするかという点で課題がある。

そこで、本稿では、学級担任が行う校歌指導の改善・充実を図るうえで参考となることを期して、校歌の特徴と意義・機能について検討する。具体的には、校歌の（斉唱・指導の）教育的意義と校歌の歌詞・曲の特徴や作詞者・作曲者、および制定の経緯などについて検討・考察し、校歌指導の改善について若干の提言を行う。

### 研究の方法

調査・分析の対象とする曲は公立小学校の校歌とし、埼玉県を中心に関東以北の1都1道11県の公立小学校の学校要覧やホームページ等から曲と歌詞が入手できる170校の校歌を収集した。その収集方法の具体は以下の通りである。

学校要覧については、本稿筆者が小学校教員として在職していた期間に収集していたものと現任大学の教育実習等での学生受け入れ校に依頼して入手したものである。ホームページからの入手については、関東以北の1都1道11県の学校をアトランダムに選び、各ホームページより入手したものである。地域別の学校数等については、2章の冒頭の表2に示した通りである。

本研究では、それらの校歌の歌詞と曲を分析し、特に歌詞のもつ音楽的な力や作詞者の

その土地との関わりを明らかにしつつ、校歌の持つ教育力—連帯感・一体感や愛校心の形成と学級づくり・学校づくり面での効用—について検討し、音楽専科教員だけでなく、学級担任が校歌指導を行う場合の指導法とその指導能力の向上に関わる提言を行う。

## 1. 小学校における校歌指導の現状

### 1.1 校歌の意義と機能

日本で初めての校歌は、東京女子師範学校（現お茶の水女子大学）の「みがかずば」と言われているが<sup>(1)</sup>、その当時から儀式的行事等で歌うことが習わしであった。

この習慣は、その後も現在に至るまで続いており、そのためもあって校歌は学校行事に歌うものというイメージが強い。そのイメージが強いからか、「堅苦しい、楽しくない、大きな声で歌いにくい」などと、その印象はあまり芳しくない。だが、成人して、出身校の校歌を聞く機会に恵まれると、郷愁にかられ、口ずさんだりする。また、学校生活最後の日となる卒業式や同窓会に参加した際にも、回顧的な雰囲気引き込まれ、参会者全員が大きな声で合唱する。かくして、校歌は「心に残る歌」の一つとなる。

このように、校歌には、郷愁を掻き立てる機能や、連帯感・一体感や愛校心を育む機能がある。この点が校歌の潜在的な魅力（魔力）でもある。同じ学校に通い、さまざまな活動や苦楽を共にする仲間や教職員との交流とその経験の積み重ねが、学び舎とその周辺の風景と重なり合って、連帯感・一体感や愛校心を醸成する。

在校中は、好んで歌うというより、学校行事の機会などに「指導され歌わされる歌」であるとしても、その積み重ねが、その間のさまざまな体験と重なり合って、児童・生徒の心の奥深くに沁み込んでいく。

校歌は、そうした連帯感・一体感や愛校心とその基盤になった在校中のさまざまな共有体験を象徴し、その体験を思い起こす触媒となる。それだからこそ、同窓会等で、最後にみんなで合唱する光景を見ることができるのであろう。

### 1.2 儀式的行事における校歌の位置づけ

以上のように、校歌は愛校心や連帯感を育むうえで重要な役割を果たしているが、音楽の時間を含めて、日常的に歌われるわけではない。入学式や卒業式などの儀式的行事の際に歌われるのが一般的であるが、実際、どういう機会に校歌が歌われているのだろうか。

表1は埼玉県内の公立小学校の場合について、二学期制と三学期制に分けて、校歌が歌われる機会をまとめたものである。

表1 埼玉県公立小学校の平均的な校歌斉唱機会

学期	1学期	2学期	3学期	合計
三学期制	始業式・入学式・離任式 1年生を迎える会・終業式	始業式・運動会 学習発表会・学芸会 終業式	始業式・6年生を送る会 修了式・卒業式	14回
学期	前期		後期	合計
二学期制	始業式・入学式・離任式 1年生を迎える会・終業式		始業式・運動会・学習発表会・学芸会 6年生を送る会・修了式・卒業式	12回

2002年の完全学校5日制実施以降、二学期制に移行した学校もあるが、二学期制と三学期制のどちらの場合も年間10回以上は校歌を全校児童で歌う機会がある。それらの学校行事に先立って、多くの場合、音楽の時間に校歌の指導が行われ、学年別や全学年での予行演習も行われているから、児童が校歌を歌う機会は、それらの練習や予行演習も含めると少なくとも30回はあると見てよいであろう。そのうち、学年全体や全学年での予行演習の際は音楽専科の教員ないし音楽が比較的得意な教員が指導しているが、音楽の時間の指導は、音楽専科の教員がいない学校では、学級担任が行っている。そして、それらの学級担任の中には必ずしも音楽指導が得意でない教員も少なくない。それだけに、それらの教員も自信を持って適切に指導できるようにすることが重要な課題となる。また、校歌の指導だけでなく、ふだんの音楽の時間についても、音楽指導が得意でない教員にも有益な指導法の開発が重要な課題であろう。本研究の一つの目的は、この課題について、多少なりとも参考となる情報・知見を提供することにある。

### 1.3 音楽専科の役割

教員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の定数の標準に関する法律」第7条に、学校の学級総数に当該学校規模に応ずる数を乗じて得た数の合計数により、副校長、教頭、及び教諭（養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除き、助教諭、講師含む）の数が定められている。それを受けて埼玉県では市町村立小学校教職員配当基準を設けて各校に配当している。

例えば、20学級の小学校（中規模校）には定数として本採用教員（学級担任）を20名、それに加えて2名の計22名の教員が配当される。校長は、その22名のうち20名を各学級の学級担任として配置し、そして、残り2名をどの教科を担当する専科教員として配置するかを、校務分掌の一環として決定する。

その際、専科教員については、学校の実情や児童の状況等を総合的に判断して、どの教科に配置するかが決められる。一般的傾向としては、高学年になるとより一層の専門性が必要とされる「音楽科」と実験なども含めて専門性が必要とされる「理科」に配置する機会が多いが、「体育科」「図画工作科」などに配置する場合もある。

配置数が最も多い音楽専科は、学校全体の音楽教育を担っている。音楽専科は、儀式的

行事において、校歌の歌唱指導をしたり、伴奏を弾いたり、指揮をしたりすることもある。また音楽教科部会の主任に就くことも多い。

特に、高学年においては専門的な教材研究や技能の実施（実験、ピアノ演奏など）が必要となることから、学級担任の担当では負担が大きいため、専科教員が配置される。ただし、埼玉県の場合、音楽専科と言っても、必ずしも中高の音楽の教員免許状を必要とはしていない。

それに対して、例えば東京都の場合、小学校の音楽の教員は教員採用試験で「小中音楽」という区分で採用されるので、基本的に音楽を専門的に学んだ教員（中高の音楽科の教員免許状が必要）が担当している。しかし、音楽指導には歌唱のみならず器楽等もあるが、音楽を専攻した経験を持つ教員でも、実際に演奏したり、楽器の指導を行ったりした経験のない者もいる。

## 2. 校歌の詞の持つ音楽的な力

本節で分析・検討するのは、表 2 に示した埼玉県を中心に関東以北の 1 都 1 道 11 県の小学校の校歌である。

表 2 分析対象校の地域別一覧  
【総数 170 校（埼玉県内 131 校、埼玉県外 39 校）；括弧内は学校数】

埼玉県内	さいたま市 (43)、春日部市 (17)、草加市 (14)、志木市 (8)、川口市 (8)、本庄市 (6)、熊谷市 (5)、羽生市 (4)、吉川市 (3)、越谷市 (2)、東松山市 (2)、深谷市 (2)、幸手市 (2)、秩父市 (2) ／ (1) 久喜市、蕨市、蓮田市、加須市、戸田市、北本市、新座市、朝霞市、所沢市、川島町、都幾川町、皆野町、小鹿野町
埼玉県外	千葉県 (10)、栃木県 (7)、群馬県 (6)、青森県 (4)、東京都 (3)、宮城県 (2)、北海道 (2)、 ／ (1) 長野県、秋田県、青森県、岩手県、神奈川県

### 2.1 歌詞の持つ表現する力

表 2 に示した各地の小学校の校歌の歌詞を調べてみると、未来志向の傾向があることに気付く。後述するように、非常に前向きな言葉や、成長にまつわる言葉、季節にまつわる言葉など、多くの小学校に共通する点の多いことが明らかになった。

その一方で、都道府県による地域性や地域の特色は特に見られなかった。各学校が立地する都道府県の自然環境についての表現はあっても、その歌詞は作詞者の感性等によって捉えられた当該校周辺の環境（学校区内）の表現であるのが一般的である。都市部でも山間部や海岸部でも、当該校周辺の自然環境に注目し、そこに多く見られる樹木や草花を子どもたちの成長と関連付けて盛り込んでいる場合が多い。

ともあれ、分析対象とする校歌の数は必ずしも多いとは言えないが、それでも、幾つ

か、作詞上の傾向を確認することができる。以下、その特徴として、①歌詞は何番まであるか(表3)、②学校名等が含まれている歌詞(表4)、③歌詞に見られる特徴的な言葉(表5)、④歌詞の始まりに多いフレーズ、⑤季節感を示す季語、⑥カタカナ語、⑦題名のある校歌、の七点について確認する。

#### ◇歌詞は何番まであるか

表3 歌詞の番数別の学校数(対象学校数170校)

歌詞の番数	学校数(割合%)	備考
1番のみ	0校(0.0%)	
2番まで	118校(69.4%)	
3番まで	49校(28.8%)	
4番まで	3校(1.8%)	北浦和小、宮川小、志木小

表3に示したように、2番までの学校が最も多く、調査対象170校の7割を占めている。これは、小学生の子どもたちがいつでも歌詞カードを見なくとも歌えるように覚えやすくするという意図の表れと推察される。その一方で、4番まである校歌も三校あった。同じ作者によるものではないが、その理由は定かではない。

#### ◇学校名等の入っている歌詞

表4 学校名等の有無別の学校数(対象学校数170校)

学校名等の挿入の有無	学校数
フルネーム「〇〇小学校」の記載	67校(39.5%)
学校名を判別できる表現の記載	74校(43.5%)
特になし	29校(17.0%)

表4に示したように、「〇〇小学校」というフルネームが挿入されている校歌と学校名が判別可能な表現が挿入されている校歌が8割強となっている。これは、子どもたちの自校への愛着心やアイデンティティなどを培う可能性を考慮したからだと推察されるが、すべての番で繰り返し出てくる学校もある。その一方で、少数ではあるが、歌詞に学校名やそれを示唆する表現が書かれていない学校もあった。

#### ◇特徴的な言葉が入っている歌詞

表5 歌詞に見られる特徴的な言葉(校数=170校中の割合)

希望(64=38%)	夢(44=26%)	みどり(37=22%)	未来(36=21%)
明日(34=20%)	風(30=18%)	仲間・友(29=17%)	春(27=16%)
歴史(27=16%)	富士山(25=15%)	世界(19=11%)	桜(17=10%)
理想(16=9%)	ふるさと郷土(13=8%)	平和(12=7%)	幸(さち)(11=6%)
大地(9=5%)	太陽(7=4%)	青空(7=4%)	父母(7=4%)

表5に示したように、特定の象徴的な言葉が多く学校の校歌の歌詞に共通に含まれている。これは、一つには、作詞者が事前に当該校周辺の地理的条件や当該校の歴史、標語・校訓（めざす児童像など）、学校運営方針、学校風土（校風など）を調査・見聞したうえで作詞しているからであろう。もう一つには、当該校の歴史や標語・校訓や学校運営方針などを踏まえつつ、そこから喚起される児童像・学校像と作詞者自身の子ども観や子どもたちの成長にかかわる期待・価値観が一定の範囲内にあるからであろう。

表5に示されているように、もっとも多かったのは「希望」で、調査対象170校中の38% 64校の校歌に含まれている。同様に、「夢」「未来」「明日」「理想」（以上、太い下線付）も多い。これらはすべて、子どもたちの豊かな未来や成長への“願い”と“期待”を込めてのものと見てよいであろう。それらは、未来へ向かって羽ばたくというイメージを喚起するからであろう。「世界」や「富士山」（二重下線付き）も同様のイメージに基づくと見ることもできよう。特に「富士山」については、対象校が関東以北であるにもかかわらず、25校もの校歌に含まれているが、その優美な姿が品格や羽ばたくというイメージを喚起するからであろうし、もう一方で、日本を象徴し世界に誇ることのできる名山でもあるからであろう。さらに、「平和」「大地」「太陽」「青空」や「幸」（二重下線付）も、一方で“おおらかさ”を象徴し、もう一方で、子どもたちを慈しみ育む環境の“豊かさ”や“包容力”など、類似のイメージを喚起する言葉として使われているのであろう。次いで、「みどり（緑）」「風（かぜ）」「春」「桜」も目立って多い。これらはいずれも“春”のイメージを喚起する言葉であり、学校の新年度や新学期の始まりにあたって“思い”や“心構え”を新たにするという意味と期待を込めてのものであろう。また、“さわやかさ”を感じさせる言葉でもあるからであろう。

#### ◇歌詞の始まりに多いフレーズ

上記の「象徴的な言葉」とも重なるが、歌詞の1番の始まりのフレーズに見られる言葉としては、「みどり・緑、かぜ・風」が多く、67校（緑37校、風30校）もの歌詞で使われている。表5に示したように、「みどり（緑）」ないし「かぜ（風）」を含む校歌はそれぞれ37と30であり、そのすべてが、歌詞の冒頭、1番の始まりのフレーズとして使われている。これは、この二つの語は、例えば「緑の風」や「若葉・青葉」「薫風」という表現もあるように、“さわやかさ”や“快さ”を感じさせるからであろう。それだからこそ、特に“心構え”や“思い”を新たにして臨むことが期待される入学式・卒業式や新学年・新学期など“始まり”の行事で歌われることの多い校歌に相応しい表現として、その歌詞の冒頭で用いられるのであろう。

ちなみに、気象予報士の森田正光は「校歌の歌詞には天気に関するものが多い、“青い空”“白い雲”など。最も多く使われているのが“風”次に“雲”“雪”である」と語っている<sup>(2)</sup>。

### ◇季語の挿入による季節感

今回調査した170校の約3割の校歌の1番は「春」を感じさせる内容の歌詞となっている。加えて、表6に示したように、1番では多くの春の季語が用いられている。繰り返しになるが、これは、春から始まる学校生活を爽やかなものにしたいというように、「思い」や「心構え」を新たにしてほしいという願いや期待を込めたのものであろう。そして、そういうメッセージが子どもたちに伝わるように1番に盛り込んでいるのであろう。それに対して、2番以降の歌詞には、四季、春夏秋冬を表す表現は少なく、3番・4番には春の季語はほとんどない。

表6 校歌に用いられている春の季語

さくら、藤、若草、山吹、早苗、春風、若葉、若木、芽吹き、つくし など
------------------------------------

### ◇カタカナ語は少ない

表7 校歌で用いられているカタカナ語

ポプラ (3) ページ (2) ／ (1) グランド、プール、ヒマラヤ (杉)、クリーム (色) チャイム
--

表7に示したように、カタカナ語を含む校歌は少なく、調査対象170校中、12校のみであった。校歌が作成された時期は、戦後の昭和期が多く、敗戦・廃墟と占領下にあったことやその時期の記憶も含めて当時の社会状況を反映したからであろう。

ともあれ、使われたカタカナ語は、ほとんどが学校関係の言葉である。「ページ」「グラウンド」「プール」「チャイム」はいずれも学校用語と言えるものである。また、「クリーム (色)」は新校舎の外壁などに多く用いられた色であり、明るく温かい印象を与える色として好ましいと考えられたからであろう。また、「ポプラ」や「ヒマラヤ (杉)」は校庭や通学路の街路樹として植林されていて、直立する美しい樹形が子どもたちの健やかな成長を象徴するもの、学校の情景を思い起こさせるものとして好ましいと考えられたからであろう。

### ◇校歌の形式

本節(2.1)の最後に、校歌の形式について、三点、紹介しておく。

- ▶編曲した校歌 : 1校 葛飾区立水元小学校(小林秀雄)
- ▶二部合唱の学校 : 4校 さいたま市立仲町小学校 他
- ▶題名のある校歌 : 4校 春日部市立粕壁小学校「校庭の木々」  
春日部市立武里南小学校「花と光と南風」  
春日部市立正善小学校「ひろばの歌」  
東京都中野区立上鷺宮小学校「いのち」

上記のように、合唱曲は少ない。これは伝統的に斉唱が一般的であったからであろうが、大勢の全校生徒が一斉に歌うことが前提となることに伴う歌い易さや、斉唱による斉一性（の実現）・一体感（の醸成）を、考慮し重視する傾向があるからだとも考えられる。

題名のある校歌も少なく、調査対象 170 校中の 4 校でしかないが、埼玉県（さいたま市と春日部市）に集中していることは興味深い。

## 2.2 作詞の地域性と作詞者の属性

### ◇作詞の地域性

例えば、校歌作成当時の浦和市立（現さいたま市立）針ヶ谷小学校の場合、作詞は神保光太郎氏、作曲は佐々木すぐる氏であるが、二人とも旧浦和市出身である。同校の平成 28 年度「学校要覧」には、次のように記載されている。

「みどりの風ふくところ・・・と歌いだす針ヶ谷小の校歌は、学校ができて 7 年たったのを記念して作られました。歌詞の詩人の神保光太郎先生が、美しいみどりに囲まれた校舎を見て書かれました。校地を取り囲むすずかけの木（プラタナス）、北側の竹やぶ、東側の森に心を引き付けられたようです。」

作詞の神保光太郎は、同市内で 5 校以上の作詞を手掛けているが、学校毎に言葉や表現を変えて、各学校周辺の地域性を詠み込んでいる詩もあれば、まったく地域性を反映していない作詞もしている。例えば、さいたま市立仲町小学校の校歌では、「おはよう おはよう せんせいも あなたもぼくも みんなにここに ～」となっており、針ヶ谷小の情景の多い詩とは対照的である。

### ◇作詞者の分類

作詞・作曲はそれぞれに専門性を必要とする面があることから、作詞・作曲を誰に依頼するかは重要な課題となる。その最終的な判断・決定は校長が行うのが一般的である。ここでは、特に作詞者について、どういう人に依頼されているかについて検討する。

依頼される人（作詞者）は、次の三つのカテゴリーに分類することができる。

- ①専門家（作詞家、詩人・俳人・歌人など）
- ②教員（当該校の校長等の教員）
- ③地元の教育委員会関係者や地域住民等

今回の調査対象 170 校について、この三つのカテゴリーに分類したところ、表 8-1、表 8-2、表 8-3 の通りとなった。

表 8-1 専門家による作詞 (48 名 ; 106 校 =62.4%)

2 校以上	下山つとむ (22)、神保光太郎 (11)、宮沢章二 (10)、勝承夫 (6)、高橋哲玄 (5)、服部嘉香 (4)、野口康司 (3)、梅田能清 (2)、石坂養平 (2)、河野省三 (2)、土岐善麿 (2)
1 校のみ	神原克重、深見金二、大木実、野上彰、金沢智恵子、白鳥麻詠、村上政三、松本旭、河合凱夫、原京子、一戸千佳子、興野倉蔵、中野茂、西条八十、沢田繁二、門井八郎、岡野久米、巽聖歌、巖谷小波、森田仁子、門倉諫、小林純一、沢田繁二、清水眞佐夫、館野善寿、逸見喜一、清水重道、野中新平、土井晩翠、逸見宮吉、原賢一、風巻景次郎、佐々木信綱、宗左近、井上ひさし、草川俊、中神恒男

【注】氏名の後の括弧内の数字は作詞した校数。下記の表 8-2、表 8-3 も同様。

下山懋 (つとむ) のように、教員及び教育委員会行政職として勤務し、その後、作詞家や俳人となった人もいるが、詩歌の作成を職業とした時期のある人はこのカテゴリーに分類した。

校歌の作詞数をもっとも多い下山懋の経歴は以下の通りである。

1890～1987 川越市生まれ。

埼玉県で教諭、校長、埼玉県教育委員、川口市教育長、等を歴任し、その後、国語教育学者、国文学者、郷土史家。

下山は作詞家として埼玉県内の小・中・高校 62 校の校歌の作詞を手掛けたが、作詞した小学校の校歌 (抜粋) は以下の通りである。

表 8-1 (付表) 下山懋の作詞による小学校校歌

小学校抜粋	朝霞市 (第三小)、越生町 (越生小)、川口市 (青木中央小、神根小、芝西小、鳩ヶ谷小、前川小、南古谷小)、熊谷市 (太田小)、栗橋町 (栗橋東第一小)、越谷市 (蒲生小、越ヶ谷小)、さいたま市 (岩槻小、植水小、大久保小、太田小、大戸小、大宮東小、尾間木小、柏崎小、片柳小、上落合小、河合小、木崎小、常盤小、仲本小、日進北小、日進小、東岩槻小、和土小)、秩父市 (高篠小、花の木小、原谷小)、所沢市 (三ヶ島小)、滑川町 (福田小)、本庄市 (仁手小)、志木市 (志木小 1959: 作詞)
-------	--

表 8-2 教員 (当該校の校長等の教員) による作詞 (11 名 ; 21 校 =12.3%)

2 校以上	森又三 (4)、金井清一 (3)、栗原勇蔵 (2)、泉凛太郎 (2)、飯田広太郎 (2)、綱島憲次 (2)、野口康司 (2)
1 校のみ	越川史郎、黒須元治、木村直良、並木米一

表 8-2 に示した 11 名のうち、1 名 (教頭) を除いて、すべてが当時校長の職にあった人物である。小学校の教諭は必ずしも詩歌や俳句を専門にしているわけではない。また、小学校全科の教員免許状を保持しているが、たとえ中高の国語等の免許状も持っていたとしても、校歌作詞の経験を必ずしも有しているわけではない。しかし、当該の勤務校の校長として、当該校の歴史・伝統・校風や教育方針や立地環境等を熟知しており、児童や当該校への思いも豊かであることから、校歌の作詞を手掛けることになったのであろう。

表 8-3 地元の教育委員会関係者や地域住民等による作詞（20 名他；43 校 =24.3%）

2 校以上	飯田豊（2）
1 校のみ	高橋郁、吉沢九平、田口正義、金子伊音江、矢野亮一、泉凜太郎、今井晶子、片貝高四郎、早乙女祥、山田省三、松崎勝利、佐藤孝子、関根順三、山田健二、多久興、湯浅保、染谷亮作
当該校の作詞	祇園小学校

### 3. 校歌の曲の調性・特徴と作成過程

#### 3.1 校歌で歌われる曲の調性と特徴

学校要覧やホームページ等に楽譜が掲載されていない学校も多い。ここでは、楽譜が入手できた 78 校の校歌について、曲の調性と（拍子・ビート・テンポといった）特徴について検討する。下記の表 9-1 と表 9-2 は 78 校の校歌の曲の調性と特徴についてまとめたものである。

表 9-1 曲の調性別の校歌数と割合（四捨五入）

調 名	長 調			
	ハ長調	ト長調	ヘ長調	その他
学校数	34 (44%)	12 (15%)	23 (29%)	9 (12%)

表 9-1 に示したように、小学校の校歌の曲の調性はハ長調とヘ長調が多く、両方で調査対象 78 校の 73% を占めている。その理由は、児童が歌いやすく、演奏もしやすいからであると推察される。また、単純で「誰もが歌いやすい」曲は校歌にはぴったりだと感じられるからであろう。

なお、長調か短調かの区別では、楽譜が入手できた 78 校の校歌はすべて長調で、短調の曲は一つもなかった。

表 9-2 曲の拍子別の校歌数（四捨五入）

拍 子	4 分の 4 拍子	4 分の 2 拍子	8 分の 6 拍子	その他
学校数	48 (62%)	15 (19%)	9 (12%)	6 (8%)

拍子については、表 9-2 に示したように、4 分の 4 拍子が調査対象 78 校の約 3 分の 2 でもっとも多く、次いで 4 分の 2 拍子が多く、さらに 8 分の 6 拍子と続いている。

これは、作曲者の好みや癖による面もあるのだろうが、歌いやすさや与えられた歌詞のイメージを考慮したことによる面や、校歌に対する曲調観を反映している面があるからだとも考えられる。両者は重なる面もあるが、曲調観としては、例えば、明るく元気の出る曲、昂揚感や一体感・連帯感を抱かせやすい曲、抒情的で親しみやすい曲といった具合である。他方、歌詞のイメージという点では、先に確認したように、未来や夢などを詠み込

んだ歌詞や学校周辺の自然・景観を詠み込んだ歌詞が多いことから、そうした歌詞のイメージとマッチするような曲調にするといった具合である。

ごく大まかに言えば、4拍子は未来・夢や自然の情景を表現しやすく、2拍子は行進曲に見られるように元気の出る軽快な曲に馴染みやすく、6拍子（あるいは3拍子）はバラード風の曲に馴染みやすい傾向があるからかもしれない。

### 3.2 校歌作成の過程

先に「2.2 歌詞の地域性と作詞者の属性」で作詞者の属性について三つのカテゴリーに分けて確認したが（表 8-1～表 8-3）、ここでは、校歌の作詞者・作曲者がどのようにして決定されるかについて検討する。

作詞については前述のように、地域毎に共通の作詞者に依頼している場合が多いが、作曲についても同様で、地域ごとに共通の作曲者に依頼している場合が多い。それらの作詞者・作曲者の決定についても、以下の三つのケースに分類することができる。

- ①地域にゆかりのある作詞者・作曲者を教育委員会から依頼する。
- ②校長が作詞し、その時期に在職している音楽専科の教諭が作曲をする。
- ③周年記念の時期に在校生などから作詞・作曲を公募し、音楽専科の教諭が指導し完成させる。

校歌のほとんどは、統廃合などがない限り変更されることはないから、作詞者・作曲者の決定は重要である。

明治後期に全国の学校で作られ始めた校歌は当時、文部省の認可が必要であった。戦後、校歌は自由に作るできるようになり、新設校を中心に多くの学校で校歌がつくられることになった。中には戦前の歌詞や曲を変える学校もあった。

「小学校設置基準」及び各自治体教育委員会規則（学校管理規則等）などには、公立学校においては「校歌」の作成・制定に係る要件の記載はない。必ずしも校歌を制定する必要はないということかもしれないが、全国ほとんどの学校が校歌を制定している。校歌だけでなく、校旗、校章も同様である。さらには、学校の木や花などを制定している学校もある。

制定義務がないにもかかわらず、各学校が押しなべて校歌を制定しているのは、学校行事の際に斉唱することが広く一般化してきたからでもあろうが、もう一方で、本稿の冒頭でも述べたように、校歌には教育面でも学校運営面でも有効性があり、重要だと考えられているからでもあろう。

校歌が制定されるまでの手順は概ね以下のようなようである。誰が言い出したにしても、校歌をつくらうという話が具体化した段階で、まず校長が教職員等の意見を参考にして校歌の作成計画を立て、それをPTAや学校後援会等に諮り、次いで「校歌作成委員会」等の合

議体を立ち上げ、作成に向けて準備を始める。次に、同委員会が中心となって作詞者と作曲者の選定をはじめ基本方針を決める。そして、その基本方針が確定・承認されると、作詞・作曲の候補者への依頼に動く。

多くの場合、歌詞が先に作成され、その後、その歌詞のイメージに基づいて曲が作られているようである。歌詞と曲が出来上がると、当該市町村教育委員会に報告する。その後、適切な機会、例えば、周年記念行事の機会等で披露され、保護者や地域住民などに広く周知されることになる。

例えば、筆者の勤務した小学校の「開校百年誌（昭和 26 年）」<sup>(3)</sup>には以下の記載がある。

「戦後の昭和 26 年正月から、占領政策からの解放、独立への明るい希望が日本国民を生き生きとさせた。そうした中で、学校も新しい希望をもって新学期を迎えた。当時、新制中学校（小学区内）は開校後 5 年目を迎えており、当時の小学校長は中学校と相計り、町当局や学校後援会、PTA に呼びかけ、校歌・校旗の制定を計画した。歌詞は、下山懋（つとむ）先生、作曲は信時潔（のぶとききよし）先生に依頼した。作詞の下山先生は、現地視察をくだされました。当時、校庭には大きな桜、学校の前あたりは麦畑、春には雲雀の自然な鳴き声をきくことができる環境であった。小中両校が同時に出来上がり、その年の 11 月、町民全体に呼びかけ、校歌の発表会を行ったのである。」

また、校歌にまつわる次のような事例もある。開校時に校歌制定を決め、作詞者・作曲者の依頼をしていたが、当時は 1 年間くらいかかるとの状況であった。そこで、その間は、子どもたちが歌いやすく、なじみのある歌で、いつでも口ずさむことができるようにと、やなせたかし作詞いずみたく作曲「手のひらを太陽に」を全校で歌ったとのことである。

#### 4. 学級担任が指導する校歌の「効果」

小学校における校歌の指導は、音楽専科の教諭がない場合、学級担任が行うことになる。他方、音楽専科の教諭がいる場合、音楽の時間などに音楽専科の教諭が指導し、学級担任は校歌の指導はしないという学校が多いようである。例えば、筆者が勤務していた小学校でも、校歌の指導は、もっぱら音楽専科に任されていた。

しかし、学級担任が校歌の指導を行うことには、それなりの意義・効用があると考えられる。学級担任が朝の会・帰りの会やその他の時間を使って、校歌の歌詞や曲にまつわるエピソードなどを紹介することにより、校歌をより身近に感じるとか、校歌の理解や学校への愛着が深まるといったことも考えられるからである。

実際、ピアノ伴奏ができなくても、CD を使って曲を流して歌唱するとか、鍵盤楽器以

外の楽器で伴奏をしながら校歌を歌っている学級も多くある。さらには、学級経営において音楽を取り入れることは、学級づくりにも様々なプラス面がある。報告や伝達・指示中心の通常の学級活動とは違って、音楽を媒介にして子どもたちの気分を開放的にし、担任教師と子どもたちが一緒に歌をうたうことにより親近感や一体感をつくりだすことも可能になると考えられるからである。

そこで以下では、低学年・中学年・高学年それぞれの段階と、入学式・卒業式向け、全校音楽集会に分けて、校歌指導の在り方について幾つか重要な点をまとめておく。

#### 4.1 低学年の校歌指導

低学年において、どのように校歌指導をしていけばよいのだろうか。大切なのは「楽しみながら歌う」ということである。「小学校学習指導要領解説 音楽編」においても、「低学年では、児童が歌うことが大好きになるようにすることが重要となる。」として、次のように記載している。

「そのためには、遊びながら歌う活動や体の動きを伴った活動を効果的に取り入れるとともに、〔共通事項〕との関連を十分に図り、楽しい歌唱の活動を進めることが大切である。」(27頁)

また、小学校学習指導要領(以下、学習指導要領)の〔第1学年及び第2学年〕の「2内容 A 表現」には、歌唱の活動を通して、次の事項を指導する」として、次の四項目を挙げている(63頁)。

- ア 範唱を聴いて歌ったり、階名で模唱したり暗唱したりすること。
- イ 歌詞の表す情景や気持ちを想像したり、楽曲の気分を感じ取ったりし、思いをもって歌うこと。
- ウ 自分の歌声及び発音に気を付けて歌うこと。
- エ 互いの歌声や伴奏を聴いて、声を合わせて歌うこと。

1年生にとって、校歌を初めて聞くのはおそらく入学式においてであろう。そして、入学して間もない頃から校歌指導が始まる。多くの小学校では、入学式が終わって間もない4月中旬から5月初め頃の間「1年生を迎える会」が開催されている。この迎える会は6年生が中心になって準備し挙げる学校も多いと推察されるが、その会は1年生が上級生と一緒に校歌を歌う最初の機会になる。その準備として1年生の校歌指導が始まるが、入学間もない1年生にとって、校歌を歌うことは大変楽しみなことのように、筆者の小学校での指導経験でも、意欲的な児童が多いように感じられた。しかし、先ほど歌詞にま

つわるエピソードなどを説明することも重要だと述べたが、入学間もない1年生に難しい歌詞の解釈をしていては、せっかくの興味関心や意欲も失せてしまいかねない。何よりも楽しみながら歌って覚えることが大切である。

筆者が勤務した東京都の小学校では、1年生に校歌を教えるのは最上級生の役割としていた。4月には、靴のしまい方や、ランドセルのしまい方を指導していくと同時に、校歌を6年生から伝え指導していくことも、学校の良い伝統となっていた。

そのことは、6年生にとってもよい経験となっていた。手書きのひらがなで書いた歌詞カードを自分たちで用意し、黒板に貼って教えていた。その様子は、なんとなく誇らしげでもあった。それはまた、“教えることは二度学ぶことである”と言われるように、6年生にとっても豊かな学びの機会にもなる。1年生に教えることにより、それまで何となく歌っていた校歌の歌詞を見直し、学校の歴史や地域の特徴なども含めて、改めて考え理解する機会になりうるからである。

1年生の学級担任にとっても、この時期から始まる校歌指導は貴重である。幼稚園や保育園での生活や活動とは大きく異なる小学校での学習活動に慣れていない1年生にとって、音楽の時間は園での活動に近いから、音楽の時間にはなじみやすい。それだけに、その時間が楽しいものであれば、学校生活全般にも慣れ親しんでいく絶好の機会や学級づくりの恰好の手段にもなりうるからである。そして、そのためにも、音楽の時間の指導も校歌の指導も、楽しく、元気に、はつらつと歌うことができるように指導することが重要である。

## 4.2 中学年の校歌指導

学校に慣れ、ギャングエイジと呼ばれることのある中学年の児童には、校歌をどのように指導していけばよいのだろうか。「小学校学習指導要領解説 音楽編」は、この点について、「中学年の特性を踏まえ、表現の仕方を工夫し、音楽のよさや面白さ、美しさを感じ取りやすい魅力のある教材を取り上げ、児童が音楽のよさや面白さ、美しさを積極的に感じ取れるように学習活動を展開し、音楽活動への意欲を高めていくようにすることが大切である」と記載している（43頁）。

また、学習指導要領（の〔第3学年及び第4学年〕の「2 内容A 表現」）は、「歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。」として、次の四項目を挙げている（65頁）。

- ア 範唱を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして歌うこと。
- イ 歌詞の内容、曲想にふさわしい表現を工夫し思いや意図をもって歌うこと。
- ウ 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない歌い方で歌うこと。
- エ 互いの歌声や副次的な旋律、伴奏を聴いて、声を合わせて歌うこと。

中学年の歌唱指導では、頭声の基礎となる発声の仕方を身に付けさせることが重要であろう。また、校歌の一部分をリコーダーで演奏したり、二部合唱したりすることで、音楽の広がりや学ばせることも可能になるであろう。高学年につながる発達段階において、歌うことの楽しさや他者と声を合わせていくことなどによる一体感も大切にしたい。加えて、校歌の歌詞の内容や校歌がどのようにしてつくられるかについて発問応答形式で指導することも、指導の幅を広げ、歌うことの楽しさや校歌や音楽への興味・関心の形成・向上にプラスになるであろう。

### 4.3 高学年の校歌指導

高学年では、低中学年が憧れるような歌声づくりをしていくことが望まれる。「小学校学習指導要領解説 音楽編」は高学年の指導について、「高学年の児童は、心身の発達によって響きのある声で歌えるようになる。歌うことが好きという児童の気持ちを大事にしながら、児童が意欲をもって取り組むような歌唱の活動を実践することが大切なこととなる。」としている。また、学習指導要領（〔第5学年及び第6学年〕の「2 内容A 表現」）は、「歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。」として、次の四項目を挙げている（67頁）。

- ア 範唱を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌うこと。
- イ 歌詞の内容、曲想を生かした表現を工夫し、思いや意図をもって歌うこと。
- ウ 呼吸及び発音の仕方を工夫して、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌うこと。
- エ 各声部の歌声や全体の響き、伴奏を聴いて、声を合わせて歌うこと。

一般的には、高学年にもなると儀式的行事以外で校歌を歌うという機会は少なくなる。しかし、5・6年生がのびのびとした歌声で歌唱できるようになると、学校全体の歌声が変わってくる。

そのためにも、学級担任には、行事に向けて、「朝の会」「帰りの会」などに、みんなで校歌を歌う機会を作っていくことが期待される。これは、行事に向けての練習という点だけでなく、学級づくりという点でも、有意義なことであろう。

また、音楽専科と連携して歌唱指導を行っていくことも有意義であろう。日頃から歌声の聞こえてくる学級、どんなジャンルの歌であっても、歌に親しんでいる学級のほうが、音楽専科にとってはもちろん、学級担任にとっても、授業の指導が行いやすくなるからである。

#### 4.4 入学式・卒業式の校歌指導

入学式での校歌斉唱の歌声の基礎となるのは、前年度の卒業式での校歌指導である。小学校の入学式では、全校児童が参加するのではなく、一つ上の2年生がお祝いの歌や演奏を披露し、そして在校生の代表として6年生が臨席するというのが多くの学校で慣例となっているようである。

2年生は、1年生にとって1年後の自分の姿を想像する機会にもなり、また、1年生の担任の教師には、1年後の児童の姿を意識できる機会となる。小学校低学年では、音楽の授業は音楽専科が担当することはほとんどないため、学級担任が授業を行う。他方、6年生は、前年度の卒業式に在校生代表の5年生として臨席し、校歌斉唱を行った在校生である。

入学式は、他の儀式的行事や校歌斉唱のある行事と異なり、春休み明けの即日ということから、練習時間はないに等しい。始業式後の児童に短時間で指導を行うためにはポイントを絞った指導が必要になるが、その音楽専科の指導は、学級担任にとっては、校歌指導や音楽指導の仕方について学ぶ絶好の機会でもある。それは卒業式の校歌指導でも同様である。それゆえに、学級担任には、卒業式や入学式での音楽専科の指導から、校歌指導や音楽指導の仕方を学び、自身の指導にいかすことが期待される。以上に加えて、卒業式での校歌斉唱は、それまでの音楽授業の集大成となるという点でも重要なものである。

#### 4.5 全校音楽集会での校歌指導

小学校には朝の集会というものがある。全校児童が一堂に集まり、校長の講話を中心とする全校集会や、体育集会、児童集会、音楽集会などが行われる。その中でも、全校音楽集会は、音楽科の授業に直結するとともに、全校児童の歌声を響かせ、お互いの歌声を聴きあい、一体感や愛校心を確認し高めることができるいい機会になっている。筆者が勤務した複数の学校ではいずれも、月に1回体育館に全校児童が集い、今月の歌となる曲を歌う音楽集会があった。下記の表10はその音楽集会で歌われた曲目の一例である。

表10 音楽集会での年間の曲目の計画表

4月	校歌	10月	帰りの会のサンバ
5月	ビリーブ	11月	もみじ
6月	にじ	12月	この星に生まれて
7月	だれにだっておたんじょうび	1月	世界がひとつになるまで
		2月	つばさをください
9月	運動会の歌 ゴーゴーゴー	3月	あなたにありがとう

小規模校でも、体育館の入り口は1か所であるため、全校児童が集まるには時間がかかってしまう。大規模校の場合、先に入る学年や学級と後の方で入る学年や学級の時間差は大きくなってしまふ。特に冬には、冷えた体育館で早くから待つ学年や学級の児童をす

ぐに声が出る状態に指導するためには時間がかかってしまいがちだが、その問題を解消するために指導の工夫を行ってきた。具体的には、体育館に先に入った学年や学級は、すべての学年や学級が揃うまで黙って待つのではなく、ある程度集まると、後から入ってくる学年や学級を歓迎する入場行進曲のように、一緒に歌い始める。そのようにして、すべての学年・学級が揃うと同時に音楽集会を始めるという雰囲気づくりをしていくのである。これは、全校音楽集会ならでの、集会の進め方、始まり方で、雰囲気づくりや、わくわく感など、音楽集会や歌うことへの児童の構えの形成という点でも、一つの方法として有効であろう。

音楽集会では、歌う隊形も他の全校朝会等とは異なり、コの字型や異学年での並び方を工夫することも有効であり、かなり多くの学校で採用されている。この工夫により、お互いの声を聴きあいながら歌うことができる。普段は一緒に歌うことのない1年生と6年生、2年生と4年生、3年生と5年生の児童を隣同士に配置して歌唱指導することにより、異年齢交流の一つの機会となり、また、二部合唱にしたとき高音パートや低音パートの響きを聴きあい、ハモリを実感させることができ、歌うことの喜びを実感することのできる機会にもなる。

さらには、毎月の全校音楽集会で奏でられる高学年の歌声が、低・中学年の児童の憧れの歌声になり、高学年の歌声を未来の自分の姿として意識することで、一人一人の歌声の成長を期待することもできる。

## 5. 校歌を三世代で歌う

### 5.1 校歌の編曲～埼玉県志木市立志木小学校の例～

埼玉県志木市立志木小学校では、校歌が二部合唱で歌われている。これは、当時の学校長に、“志木小ミュージックフェア”という学校行事において、児童の保護者も一丸となって楽しめる企画をしたいということから、当時の音楽専科教員として勤めていた筆者が校歌の二部合唱への編曲を試みて、実施されるようになったものである。

当時の志木小は、同校が立地する柏町で最初にできた130年の歴史と伝統のある小学校である。柏町は、町の発展とともに舟運の河岸場から鉄道が通り駅前商店街を中心とした商業及び東京都内への通勤者の居住地として栄えてきた。親子三世代のみならず四世代五世代と続く住民の居る中で、同校の校歌は昭和26年に新たに制定された。その校歌の曲は当時から歌いやすいと評判ではあったが、4番目まである歌詞が覚えにくいとか、長くて儀式でも2番で済ますということもあった。

先にも述べたように、校歌には、学校という組織(チーム)の一員であるという自覚、いわばアイデンティティの形成と拠り所になるという機能がある。在校児童にとって校歌

をみんなで歌うことは、愛校心や一体感・連帯感を育む契機となる。また、在学中には好き嫌いがあっても、過去を振り返る世代には懐かしい「思い出の1曲」になっていることも多い。

そうした状況にあって、当時の校長には、校歌を卒業生や保護者も楽しく歌う曲、楽しいときに「みんなで口ずさむ」曲の一つにしたい、そうすることによって、学校と保護者や地域の人びとの連帯感や学校の諸活動への参加・協力の輪を広げていくことができるのではないかという思いと考えがあった。そうした校長の思いと考えに賛同し、児童と教職員はもちろん、保護者や地域住民も、みんなが口ずさむ歌、みんなで楽しく歌える校歌にしていくにはどうすればよいかと考えを巡らせることになった。ただ、校歌に限らず、楽曲には作曲者の思いもある。その曲を編曲するのは、著作権等の点で懸念されることもある。そこで、関係機関等の意見も聞きながら、また、校内で話し合いながら、編曲の作業を進めることになった。より正確に言えば、編曲というより、学校教育活動の範囲内で音楽の授業や音楽集会などに限定して、「みんなが楽しく歌いやすいものに、しかも世代を超えて卒業生や児童の親や祖父母なども一緒に歌える校歌、子どもと親や祖父母が家庭でも歌える校歌を」という考えから、校内音楽教育部会（校務分掌）で「簡単な二部合唱にできないか」ということになり、低音部の曲の作成に取り組むことになった。

以上のようにして出来上がった二部合唱の校歌には、下記の表 11 に示したように、学校の音楽教育活動上、重要な副次的効果のあることが明らかになった。この表は、当時の志木小で実施した校歌二部合唱について、音楽専科の授業内で 4・5・6 年生 384 人を対象に実施したアンケート調査と、保護者・PTA 役員等 86 人を対象に実施したアンケートの結果をまとめたものである<sup>(4)</sup>。なお、質問文は「二部合唱となり斉唱のときと比べてどうか」で、2 件法（「楽しい」「楽しくない」）で回答してもらい、「楽しい」と回答した人数とその割合である。／ 4 件法（「楽しい」「まあ楽しい」「あまり楽しくない」「楽しくない」）で回答してもらい、「楽しい」と「まあ楽しい」のどちらかに回答した人数とその割合である。

表 11 志木小学校での校歌二部合唱についてのアンケート調査の結果

	「歌っていて楽しい」と回答した人数（割合）
児童（456 年生）384 人	331（86.2%）
保護者等 86 人	79（91.9%）

この表が示すように、校歌を二部合唱にし、二部合唱で歌い、楽しく口ずさむことができるようにしたことにより、「歌っていて楽しい」「親も一緒に歌えて良い」と思う人が圧倒的に多いという結果が得られた。もちろん、二部合唱の前に同様の調査を実施してはいないので、表 11 の結果が二部合唱にしたことによるものだと断定することはできない。

とはいえ、校歌を二部合唱で歌ったり口ずさんだりしたことについて「楽しい」と感じる児童や保護者が約9割もいたことは、校歌の斉唱や二部合唱が「楽しい」という印象を喚起するものになりうることを示す事実として興味深いものであろう。そこで、次項では参考までに、二部合唱をどのような仕方で行ったかについて略述する。

## 5.2 校歌の二部合唱曲化

主旋律の高音部を1・3・6年とし、低音部を2・4・5年として、全校音楽集会で全学年を指導した。高音部1年生は入学間もないことから高音部とし、6年生は卒業学年で主旋律を思い出深く歌える機会にすると同時に低音部でも歌いたいという児童には自由選択とした。アンケートの結果、低音部担当の特に5年生から2年連続の低音部ということに対し、主旋律を歌いたいとの希望が多くあったが、その一方で、「おばあちゃんが昔を思い出し主旋律を歌い、孫の私が低音部を歌った」という声もあり、期待通りの世代を超えて合唱する光景がお茶の間でも繰り広げられることにもなった。

以下に、志木小学校校歌とその作曲者について紹介しておく。

志木小学校校歌 下山つとむ作詞(前述) 信時潔作曲

- 一、春らんまんの さくら花 庭いちめにんに さいていた  
入学の日の うれしさは 今でも胸に おどっている
- 二、ぼうしに胸に さくら花 みんないっしょに いっしんに  
学ぶわれらの 楽しさよ きれいな心で 元気よく
- 三、見よふまると 根をはって すぐ立ち上がる 麦の意気  
青雲したい 大空に きぼうをうたう あげひばり
- 四、ああ日本の あげぼのの 春の光をめざしつつ  
自由と平和の 道をゆく われらは志木の わかざくら

この校歌を作曲した信時潔(のぶとき きよし、1887～1965)は大阪府出身の作曲家で、表12に示したように、他にも多数の小学校の校歌を作曲している。

表12 信時潔作曲の校歌26曲(すべて小学校)

筑波大学附属小、金沢大学附属小、むさしの学園小、茨城県(日立市立大雄院小)、東京都(江東区立数矢小、新宿立牛込仲之小、牛込原町小、戸塚第一小、杉並区立沓掛小、小平市立第三小、国分寺市立第三小) 新渡戸文化小、石川県(白山市立蕪城小、一木小)、山梨県(中央市立三村小)、山形県(村山市立楯岡小、新庄市立新庄小)、神奈川県(横浜市立大綱小、石川小)、新潟県(新潟市立大野小)、長野県(長野市立城山小)、静岡県(御殿場市立神山小、沼津市立第四小)、石川県(能都町立松波小)、愛知県(一宮市立神山小)、埼玉県(志木市立志木小 1951年作曲)
---

### 5.3 変声期の児童について

校歌を二部合唱にする際、配慮したことの一つは高学年男子が無理なく歌える音域にするということである。

学習指導要領は、〔第5学年及び第6学年〕の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の箇所、「第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする」とし、「(3)歌唱の指導については、次のとおり取り扱うこと」と述べ、変声期前後の児童に対する指導について「ウ 変声以前から自分の声の特徴に関心をもたせるとともに、変声期の児童に対して適切に配慮すること」と記載している(69頁)。同じ記載は「学習指導要領 音楽解説編」の90頁にもあり、その説明として、続く91頁で以下のように記載している。

学年が進むと、身体の成長に伴い、小学校においても変声期に入る児童がいる。そのため、変声期以前から、変声は成長の証であること、その時期や変化には個人差があることを指導し、児童が安心して歌えるように配慮しながら歌唱指導を進めていくことが大切である。

また、高学年の「A表現」の(1)ウに示している「自然で無理のない、響きのある歌い方」について、変声期以前から指導することによって、児童が自分の歌声に関心をもちながら、よりよい響きを感じ取った歌い方を身に付けることができるようにすることが重要である。具体的には、変声期中には、変声期以前に身に付けた歌い方を意識しながら声帯に無理のない歌い方で歌うようにしたり、変声落ち着く頃から児童に合った音域で歌うようにしたりするなど、児童の実態に応じて、指導を工夫するようにする。

高学年の学級担任として配慮し指導すべきことは、児童に変声期についての正しい知識を持たせ、児童の不安や羞恥心を取り除くようにすることである。また、変声期は男子だけと考えられがちだが、女子にもあり、声質の変化などがみられることにも留意する必要がある。

学級担任が行うべき具体的な指導としては、オクターブ下げて歌うように指導することと児童とともに歌唱することである。特に男性教員の場合、一緒に歌唱することは児童に自信をもたせるうえで有効である。校歌斉唱の“斉唱”とは、複数の人が同じ旋律を歌うことであるから、女声と男声が同じオクターブで歌っていれば、高さは違っても同じ音で斉唱になる。筆者が志木小学校で校歌を二部合唱にしたのは、オクターブ下げて歌うだけでなく、子どもたちが無理なく出せる音域を増やすためでもあった。

この時期を絶好の機会ととらえ、大人の歌う鑑賞教材を取り上げることなども含めて、児童の変声期に配慮した指導を行うことが求められる。

#### 5.4 著作権について

二部合唱に編曲することについては、当時、著作権の問題が危惧されたので、関係機関の助言をいただいて慎重に扱った。

音楽の授業では、学校などの教育機関の授業用であれば、教師・児童は教材として楽譜をコピーすることができるかとされている。また音楽科では、「音楽に関する知的財産権」について必要に応じて触れるように学習指導要領で示されている。編曲については、一般社団法人日本音楽著作権協会 JASRAC 問い合わせたところ、所定の手続きを踏む必要があるとのことであった。そこで、その手続きの要点を、参考として、挙げておく。

校歌の作詞者、作曲者が JASRAC の会員・信託者であるかどうかを作品データベースで確認する。注意点としては、作品データベース「J-WID」には、JASRAC の全ての管理楽曲が掲載されているわけではないという点である。原則として JASRAC の会員・信託者が作詞、作曲をした作品はすべて JASRAC 管理となるので、J-WID に校歌が掲載されていない場合は、再度作詞者・作曲者名で検索し、その作家の他の作品の詳細画面で、当該作家が JASRAC の会員・信託者かどうかを確認する必要がある。

また、校歌の利用については下記のように JASRAC のホームページに記載されている。

・学校の Web サイトに、JASRAC が著作権を管理する校歌を掲載する場合は、著作者から特段の申し出がない限り、所定の申込書を提出することで、使用料を免除してもらうことができる。

<使用料免除に該当しない例>

- ・学校の Web サイトに校歌以外の JASRAC 管理楽曲を掲載する
- ・同窓会やサークルの Web サイトに校歌を掲載する
- ・地域の校歌を紹介する Web サイトを個人で運営する

#### 【参考】著作権法の「校歌等」に関連する条文

第 11 条（二次的著作物）二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

第 20 条（同一性保持権）著作者は、その著作物及び題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については適用しない。

一（略）の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

（引用者注：公立高校の校歌の所有権は設置自治体にあり、公共財産にあたる。）

第 63 条（著作物の利用の許諾）著作者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾す

ることができる。

- 2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

なお、音楽著作物に関して、特に編曲（二部合唱）に関する条文は次のようになっている。

第27条（翻訳権、翻案権等）著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

## 6. 音楽教育・校歌指導の意義と課題 — 結語にかえて —

本稿の前半では、校歌の意義と機能、歌詞の特徴と作詞者の属性、曲の調性・拍子の傾向と作曲者の属性などについて検討した。そして、後半では、校歌指導の在り方について、学校行事の際は音楽専科が指導するが、音楽専科がない学校も少なくないことを踏まえ、学級担任が校歌指導を行うことの意義について述べ、学級担任が音楽の授業や校歌指導を行う場合の方法や留意点を提示・指摘し、さらに、校歌の教育力をより豊かにする一つの事例として筆者が勤務した学校で校歌を二部合唱にして「親しみ」の持てるものにする事ができた経験とその際の留意点などについて紹介し説明した。

冒頭でも述べたように、校歌は学校行事で歌うもの（歌わされるもの）とみなされがちだが、校歌には一体感・連帯感や愛校心を育み高める力（機能）がある。しかし、筆者が小学校の教員に聞きとりを行ったところ、音楽専科の中には、「校歌は行事のために練習する。普段は歌わない歌を短時間で指導するのは至難の業だ」とか「学級で歌う習慣があると全体指導もしやすい」と考えている教師が少なからずいる、しれに對し、学級担任の中には、「校歌を教えるのは一苦勞する」「校歌は他の曲に比べ、反応がよくない」と言う教師もいる。このように、校歌の指導については、音楽専科と学級担任の間に大きな隔りがある。その一方で、音楽専科も学級担任も、児童は音楽の教科書に載っている歌の方が好きで、校歌は好きではないようだという印象を持っている点では共通している。それでも、卒業して年月が経過して思い出す時に、「心に残る歌」となる不思議な歌でもある。

在学当時は校歌が“指導される歌”であったが、今思うと「校歌から連想するもの」に見るように、当時の学校生活・同級生・先生・故郷の風景などと結び付いて懐かしく思い出されることが多いのだろう。校歌はコミュニティソングの一種であるが、学校という集団の一員としての自覚や、その学校の児童としてのアイデンティティを育み確かなものにする機能がある。

また、校歌や音楽には、「学級づくり」や「学校づくり」に役立つ面もある。学級担任に

とって、たとえ校歌や音楽の指導は苦手であっても、その指導を通じて、学級の一体感の形成や明るく楽しい雰囲気づくりを図ることもできる。そういう可能性を踏まえて、学級担任には、校歌や音楽の指導とその指導法の改善に積極的に取り組むことが期待される。

学習指導要領には、音楽の目標として、「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う」と記されている。本稿の最後に、この目標について、以上に検討・指摘したこと踏まえ、その意味内容を確認し、本稿の結びとする。

「音楽に対する感性」とは、音楽的な刺激に対する反応、すなわち、音楽的感受性ととらえることができる。それは、リズム感、旋律感、和声感、強弱感、速度感、音色感などであり、表現及び鑑賞の活動の根底にかかわるものである。この「感性」の育成を目指すということは、美しいものや崇高なものに感動する心など、豊かな心や教育基本法第2条（教育の目標）第1項に規定されている「豊かな人間性」を育てようとすることに通じるものである。この指導は、校歌を教材とすることによって、音楽専科だけでなく、学級担任もなしうることであろう。児童と一緒に校歌を斉唱することにより、豊かな心や人間性の基盤となる一体感や連帯感を高めることにもなると考えられるからである。また、校歌指導を通じての「感性」の育成は、子どもたちの表現力の育成にも通じるものである。そのためにも、特に校歌の歌詞の意味や由来と歌詞に込められた情景を子どもたちに伝え想起させるということも重要かつ効果的なことであろう。

上記目標の「豊かな情操を養う」ことも同様で、「豊かな情操」は豊かな心や「豊かな人間性」の一面であると同時に、その基盤にもなると言える。この点でも、校歌を教材として、音楽専科と学級担任が連携をして指導していくことは効果的である。その際、校歌の歌詞の意味や由来と情景を子どもたちに伝え想起させるということも重要かつ効果的なことであろう。また、先に紹介したように、校歌を二部合唱曲にして全校児童が合唱することや保護者も一緒に合唱することも、一体感・連帯感や愛校心の形成という点で好ましく、効果的でもあろう。さらには、校歌は地域の情景などを盛り込んだものが多いから、愛校心だけでなく、郷土愛を育むという点でも重要であろう。

以上のような校歌の持つ力をより高めるためにも、音楽専科教員だけでなく、学級担任も、校歌の由来や歌詞に込められた情景と願いの理解に努め、その魅力を感じとり、歌い込み、愛唱することが重要であろう。

## 注

- (1) 1875 年にお茶の水女子大学前身の東京女子師範学校が開校した際、作られたもの
- (2) 読売新聞全国版 平成 28 年 6 月 12 日、12 版、36 面
- (3) 埼玉県志木市立志木小学校の「開校百年誌」昭和 26 年発行
- (4) 当時の音楽専科授業内での 4、5、6 年生 384 人、保護者 PTA 役員等の 86 人の平成 19 年度・二部合唱採用 2 年目の調査より

## 引用

文部科学省『小学校学習指導要領解説 音楽編』2008 教育芸術社

## 参考文献

### 1. 図書

- ・文部科学省『小学校学習指導要領』2008
- ・文部科学省『小学校学習指導要領解説 総則編』2008
- ・国立教育政策研究所『特定の課題に関する調査（音楽）調査結果（小学校・中学校）』2010
- ・佐藤日呂志・坪能由紀子編著『新学習指導要領の展開 音楽科編』2009 明治図書
- ・坪能由紀子・伊野義博『小学校学習指導要領の解説と展開 音楽編』2008 教育出版
- ・金本正武・坪能由紀子『小学校新学習指導要領 ポイントと授業づくり 音楽』2009 東洋館出版社

### 2. 雑誌

- ・中山由美“校歌指導の三つのポイント”『教育音楽中学・高校版』第 60 巻第 3 号 2016 p.35-36.

### 3. Web サイト・Web ページ

- ・一般社団法人日本音楽著作権協会“学校など教育機関での音楽利用”  
<http://www.jasrac.or.jp/info/school/>

